

県と市町村の役割分担・連携の在り方について

従来の県の役割一般

1 地方自治法の規定による都道府県が担任する事務

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、次の事務を処理する。

- ・ 広域にわたるもの 「広域機能」
- ・ 市町村に関する連絡調整に関するもの 「連絡調整機能」
- ・ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの 「補完機能」

2 「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」(平成6年7月)における役割分担

都道府県は、市町村を包括する広域的な行政主体として、広域的な地方行政需要への対応や市町村の補完・支援・調整機能等を担う。

- ・ 広域道路、河川整備、景観形成などの「広域的行政分野」
- ・ 試験研究、高等教育、高度医療などの「技術的・専門的行政の分野」
- ・ 市町村間、地域間の広域的調整、さらには国と市町村間の様々な「総合調整機能の分野」
- ・ 県土の総合開発計画の策定、地域産業政策の立案、国・市町村等への政策提言等の「地域政策立案機能の分野」 など

県に期待される役割(住民・市町村長等意見、審議会委員意見より)

住民の視点に立った市町村との連携の強化
 市町村の悩みを受け止め、解決策をともに検討
 市町村への十分で迅速な情報提供
 県の部局間における十分な連携及び窓口・体制の強化
 市町村職員の企画力・能力向上のための人材育成支援
 法律や情報など専門性の高い分野の協力
 徴税事務や産業振興など市町村の自主財源確保の協力
 近隣市町村との連携や市町村合併における調整、支援
 県際地域における環境施策など広域的な事務
 国民健康保険などスケールメリットを活かせる分野の財政運営の検討
 規模の違いによる住民サービスの格差の調整
 広域的な役割としての過疎地に対する施策
 既存の法制度にとらわれない国への政策・制度提案 など

< 意見の種類とその背景 >

県と市町村がそれぞれ単体化しているため、連携が十分でない。

地方分権に対応した経営体制の構築において、人材面や財政面の不安があるため、県のかかわりを期待している市町村がある。

県域や市町村域を超える課題で市町村において解決困難な事務があるため、広域・連絡調整機能を引き続き必要とする。

制度・政策提案をするに当たって、市町村と国とでは距離があるため、地方の立場として県とともに行うことが効果的である。

「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムにおける提案

広域的な自治体として、複数の市町村や県にまたがる業務のうち、市町村があらゆる手段を講じても解決が不可能であったり非効率であったりする場合や、高度の専門性や技術を要する場合にのみ役割を担うべきであり、できる限り市町村が主体的に権限を担えるようにすべきである。

なお、県域を越える課題については、他の都道府県と連携して積極的に対応すべきである。

特に地方支分部局の役割について、県で実施可能なものについて県が責任を持って実施すべきである。

さらに、市町村と国の間に立って、国に対して地方分権の推進を求める役割を担うべきである。



<<これまでの機能を再編し、新たな5つの機能を提案>>

1 広域連携機能

市町村又は市町村間の広域的な連携では解決が困難なものや、複数の都道府県が連携して解決することが望ましい分野を担う機能。

2 自立基盤の確立のための支援機能（自立確立機能）

住民を基本とした市町村の自主・自立を確立する取組に対する支援を担う機能。

3 専門・高度技術機能

市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度な技術を要する分野を担う機能。

4 情報結節機能

地域課題の共有など、あらゆる情報の結節点としての役割に関する機能。

5 地方分権加速機能

地域の実状を踏まえた、地方分権を加速させるための制度提案等に関する機能。

県と市町村の連携における県の基本的なスタンス

県は市町村、国とイコールパートナーとの認識に基づき、各役割分担に基づき連携を深める。

また、県は住民及び市町村の課題は県自らの課題でもあるとの認識に立ち、地域における課題を市町村等と共有し、役割分担に基づき連携し対応していく必要がある。

県と市町村の連携の方策について

1 県の連携に係る体制

(1) 地域における連携体制の確立

県機関が市町村経営や地域における課題に迅速に対応するため、地域における連携体制を確立する。

(2) 連携体制の内容

県機関が市町村（住民）の地域課題・情報を共有する。

地域課題・情報を有効に収集、集約するため、窓口機能の強化を図る。

県機関内で地域課題・情報を共有するため、出先機関相互の連携の強化を図る。

共有した地域課題の解決策を市町村とともに検討し、各役割分担と連携に基づき対応する。

出先機関で共有された地域課題を本庁機関においても共有し、一体となった対応を行う。

2 連携の方策・メニュー例

市町村間及び県際地域に係る調整

複数の市町村にまたがる課題や県際地域における広域的課題について、市町村間の調整等の広域的対応を県が実施する。

オーダーメイドによる権限移譲

住民に身近な市町村において、住民に身近なことに関する決定が可能となるよう、これまでの権限移譲の手法にとらわれず、市町村の実状に応じた権限移譲を行う。

人的支援

市町村職員の能力向上のため、人事交流や職員研修等をより一層進める。また、課題に対応した柔軟な支援の仕組みの構築を検討する。

広域的取組の調整等

市町村が他市町村と一部事務組合や広域連合、合併の検討を行おうとするときに、関係市町村間の調整等を行う。

事務の受託等

県と市町村が同種の事務を行っている分野の事務について、事務の委託を受けたり、広域連合の設置など県が市町村と事務を共同して処理することなどを検討する。

住民・市町村に密着した研究技術の開発

住民や市町村がより身近に研究成果を享受できるよう、地域住民や市町村の地域活動や生活の観点などに意を置いた研究開発の推進と的確な評価を行う。

地域情報の結節点として情報収集及び発信

地域における課題解決の取組事例などを蓄積し、発信する。

政策法務・市町村法令解釈支援体制の充実

地域の実状に即した政策実現のための条例制定を始めとした制度立案や個別法の法令解釈などの支援を行う。

市町村と連携した制度提案

自らの自治について、より実状を踏まえた運営が可能となるよう、市町村と県が共同研究・提言を行う。